



# 島根県報

平成29年2月7日（火）

第2,875号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2

### 【公 告】

地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地の指定	（農 村 整 備 課）	3
------------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第47号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 2 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市八雲町西岩坂4117
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第48号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 2 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストア ウェルネス片庭店 島根県浜田市片庭町86-10外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年10月1日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,225平方メートル
  - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数  
59台（建物北側及び西側）
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
10台（建物北東側）
  - ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
40平方メートル（建物南西側）
  - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
5.76立方メートル（建物内南西側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前8時から午後11時まで
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午後11時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3か所（建物敷地北側及び南西側）
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日  
平成29年1月30日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
  - (2) 意見書に記載すべき事項
    - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
    - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
    - エ 意見の内容
    - オ 意見を述べる理由
  - (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業立河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成29年2月7日

## 1 従前の土地の表示

## (1) 地積を特に減じて換地を定める土地

所在	地番	地目	地積 (平方メートル)	特に減ずる地積 (平方メートル)	摘要
鹿足郡吉賀町立河内	351-2	田	349	148.19	
鹿足郡吉賀町立河内	352	田	862	0.14	

## (2) 換地を定めない土地

所在	地番	地目	地積 (平方メートル)	摘要
鹿足郡吉賀町立河内	349-3	田	163	

## 2 指定年月日

平成29年1月24日